

議案第 19 号

平成 30 年度富津市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度富津市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	21,022 戸
(2) 年間総給水量	5,707,727 m ³
(3) 一日平均給水量	15,638 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
拡張工事費	213,563 千円
改良工事費	406,666 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	1,644,000 千円
第 1 項 営業収益	1,410,400 千円
第 2 項 営業外収益	233,600 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	3,387,000 千円
第 1 項 営業費用	1,522,362 千円
第 2 項 営業外費用	85,348 千円
第 3 項 特別損失	1,779,290 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 531,000 千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,319 千円及び過年度分損益勘定留保資金 490,681 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	353,000 千円
第 1 項 企業債	238,000 千円
第 2 項 負担金	22,121 千円
第 3 項 補助金	49,451 千円
第 4 項 出資金	40,000 千円
第 5 項 固定資産売却代金	3,428 千円

支 出

第1款 資本的支出	884,000 千円
第1項 建設改良費	644,773 千円
第2項 企業債償還金	224,680 千円
第3項 補助金返還金	14,547 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第3次拡張事業	105,800 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
老朽管更新事業	132,200 千円			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 161,674 千円

(他会計からの出資金)

第8条 水道未普及地域解消事業等助成の出資金として、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、40,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,620 千円と定める。

平成30年2月21日提出

富津市長 高橋 恭市